

大阪市告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の区域を変更する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年1月6日

大阪市長 横山英幸

路線名	区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
旭区第2702号線	旭区大宮5丁目 60番の1地先から 同区中宮5丁目 173番の24地まで (別紙参考図参照)	旧	0.91	249.82
		新	4.00～ 9.32	473.36
旭区第2707号線	旭区大宮5丁目 71番地から 同区同 71番地まで (別紙参考図参照)	旧	4.00～ 7.86	1.89
		新	4.00～ 5.98	1.89

(建設局総務部管財課)